

(3) 同居家族がいる場合の訪問介護（生活援助）・

介護予防訪問介護の提供について

参考資料

平成18年9月13日
世田谷区介護保険課

同居家族がいる場合の訪問介護（生活援助）・介護予防訪問介護の提供について

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（厚労省通知）

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（…略…）

※ 次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- ① 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

【サービス提供可能な同居家族の例】

1. 要介護者または要支援者である
 2. 家事が困難な障害（身体・知的・精神）を有する
 3. 疾病により家事が困難な状態にある
 4. 頻回または長期の出張など不在が多い仕事に就いている
 5. 家族関係に極めて深刻な問題があり、援助が期待できない
- などが考えられる。
家事ができない（したことがない）、忙しい（仕事・育児・介護など）、面倒だ、などは該当しない。

【同居家族の定義】

（※居宅サービスの基準省令第25条「同居家族に対するサービス提供の禁止」における同居の定義とは異なる。）

訪問介護・介護予防訪問介護を提供するにあたっての同居家族の有無は、実際に居住している「家屋の状況」及び「日常の生活実態」を勘案して判断する。

1. 別居

本人の居住している家屋から一旦、（※）外に出なければ家族の居住部分に立ち入ることができない場合は、「別居」の判断となる。

※本人及び家族が居住している専用部分以外、例公道、他人の私有地、マンションの共用部分（廊下・階段等）等

2. 同居

上記1以外であって、家屋の構造上、玄関・居室・台所・浴室の独立性がない場合は、「同居」。玄関・居室が独立していても、台所・浴室が家族と共に用いられる場合は、「同居」の判断となる。

3. 生活実態による判断

上記1以外であって、家屋の構造上、玄関・居室・台所・浴室が独立している場合は、生活実態によって判断する。

- ・ 日常の買い物、食事等が家族と別で、（※）生計の同一性がない場合。 →別居
- ・ 日常の買い物、食事等が家族と一緒にで、生計が同一の場合。 →同居

※生計の同一性は、日常の食費や光熱水費の支払い、税扶養の有無等で判断する。

(具体例)

- ① 集合住宅（マンション等）において、家族が同一棟の別室に居住。
→上下階、隣室であっても別居
- ② 集合住宅（マンション等）において、玄関・部屋が別々であるが、室内の階段もしくは扉で家族の部屋と繋がっている場合。
→生活実態を勘案して判断
- ③ 同一敷地内の別棟に家族が居住。 →生活実態を勘案して判断
- ④ 同一家屋だが、玄関・台所・浴室等が独立している場合 →生活実態を勘案して判断
- ⑤ 同一家屋で、玄関は独立しているが、台所・浴室等が共用の場合。
→同居

【共用部分へのサービス提供について】

「訪問介護における不適正事例について」（平成12年7月31日、全国介護保険担当課長会議）

A. 「直接本人の援助」には該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- a. 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- b. 主として利用者が使用する居室等以外の掃除

（略）

原則として、家族と共に用いられる玄関、廊下、階段、居間、食堂、台所、浴室、便所等は含まれない。
利用者が使用している居室以外では、利用者が専用している部分（玄関、廊下、階段、居間、食堂、台所、浴室、便所等）に限られる。